

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

琴浦町は、国民健康保険法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

琴浦町長

公表日

平成27年3月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険法に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、被用者保険の適用者以外の町内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。また、国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、世帯主から保険料を徴収している。</p> <p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③保険給付の支給 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑤保険給付の一時差止め</p> <p>なお、①～⑤の事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p> <p>⑥資格継続業務 ア. 被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 町の国保総合PCのファイル転送機能【*】で、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信。 イ. 被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 県内の市町村間を転居した場合、転出市町村と転入市町村の適用終了日(転出)・適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェック。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信。 ⑦高額該当回数の引継業務 ア. 継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市町村の国保総合PCのオンライン処理機能で、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市町村から国保連合会へ送信。 イ. 継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市町村が世帯継続性を認めた場合、転出地市町村から転入地市町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市町村の国保総合PCへ当該データを配信。</p> <p>【*】ファイル転送機能 市町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバー内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市町村の国保総合PCに配信する機能。</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、収納消込システム、国民健康保険税システム、統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム【*】 * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険台帳ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番30
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項番42、43、44、45

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課、町民生活課
②所属長	税務課長、町民生活課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	琴浦町総務課 〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591-2 TEL:0858-52-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	琴浦町総務課 〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591-2 TEL:0858-52-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月5日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月5日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月12日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	<p>国民健康保険法に基づき、被用者保険の適用者以外の町内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。また、国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、世帯主から保険料を徴収している。</p> <p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③保険給付の支給 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑤保険給付の一時差止め</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	<p>国民健康保険法に基づき、被用者保険の適用者以外の町内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。また、国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、世帯主から保険料を徴収している。</p> <p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③保険給付の支給 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑤保険給付の一時差止め</p> <p>なお、①～⑤の事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p> <p>⑥資格継続業務 ア. 被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 町の国保総合PCのファイル転送機能【*】で、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			<p>イ. 被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル)</p> <p>県内の市町村間を転居した場合、転出市町村と転入市町村の適用終了日(転出)・適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェック。</p> <p>また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信。</p> <p>⑦高額該当回数の引継業務</p> <p>ア. 継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト)</p> <p>市町村の国保総合PCのオンライン処理機能で、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市町村から国保連合会へ送信。</p> <p>イ. 継続世帯の確定(継続世帯確定リスト)</p> <p>転入地市町村が世帯継続性を認めた場合、転出地市町村から転入地市町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市町村の国保総合PCへ当該データを配信。</p> <p>【*】ファイル転送機能</p> <p>市町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市町村の国保総合PCに配信する機能。</p>		
平成28年9月12日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	国民健康保険システム、収納消込システム、国民健康保険税システム、統合宛名システム、中間サーバー、	国民健康保険システム、収納消込システム、国民健康保険税システム、統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下*) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事後	
平成28年9月12日	5. 評価実施機関における担当部署	税務課、健康対策課	税務課、町民生活課	事後	
平成28年9月12日	5. 評価実施機関における担当部署	税務課長、健康対策課長	税務課長、町民生活課長	事後	